

町民憲章

わたしたちは、津軽海峡の青い海と美しいみどりの丘と、太陽に
恵まれた本州の最北の地に住む大間町の町民です。

先人の力と汗の偉業をたたえ、自然をいつくしみ、郷土を愛し、
自覚と責任をもって、文化的でたくましく、豊かで明るく、うるお
いのある住みよい町にするためにこの憲章を定め実践します。

1. 健康でよく働く豊かな町をつくりましょう。
1. きまりを守り、明るく住みよい町にいたしましょう。
1. 教養と文化の高い清らかな町をめざしましょう。
1. 互いに話し合う平和でなごやかな町をきずきましょう。
1. 人を愛し、まことをつくすしあわせな町に育てましょう。

あそび
2010 平成22年
No. 510

大間高校 インターンシップ

9月1日(水)～3日(金)、大間高校2年生が町内外でインターンシップ(就業体験)を行いました。

大間町役場では南京兵くんが「広報紙作り」を体験。カメラ撮影や記事作りに悪戦苦闘しながらも手を抜くことなく取り組み、「実際に仕事をしてみて、今まで知らなかった役場の大変さがわかりました。勉強をしているような気分になる法律などを学んだり、パソコンでの作業をしました。自分的には地道な作業が好きなのでとても楽しくできました。イメージと違った役場の方々の優しさが心に残りました。短い間だったけど、少しでも将来に役立てられたらと思います。」と感想を語ってくれました。

今回は、広報紙作りとして作成した記事をご紹介します。

将来の礎として

(記事：大間高校2年 南 京兵)

インターンシップの3日目に伊藤翔汰君は教育委員会で職場体験をしました。



最初は真面目で堅いイメージを持っていたようです。でも、実際に文化財の仕分け、はまなす駅伝の宛名書きなどをして、「このインターンシップは仕事を知る手段としてとても貴重なものだった。大変だったけど、楽しかった。」と話していました。



▶限定販売されている大間マグロの切手シート



「大間まぐる！」切手シート贈呈

郵便局会社東北支社は大間マグロの写真やイラストなどをあしらったオリジナルフレーム切手のシート「大間まぐる！」を発売し、9月1日(水)大間郵便局の久保田局長らが、町長室を訪れ、金澤町長、あおぞら組の蛸子香さんに、アルバムに入れた切手シートを贈呈しました。

材木稻荷神社例大祭 9月9日～10日



このたび、大間町ふるさと応援寄附が次の方から寄せられました。

ありがとうございます
ございます

むつ市/前 むつ総合病院総合課部長 大野 靖彦 様

- *大間病院へは外科応援で、毎週水曜日に来院し診療していました。
 - *福祉の増進及び医療の確保に関する事業を行うための財源として使わせていただきます。
- 大間町への「思い」ありがとうございました。

交通安全全国キャラバン隊

8月31日(火)大間小学校において『第32回みんなですすめよう交通安全全国キャラバン隊歓迎式』が行われました。

当日は、メッセージ伝達式や大間小学校による「交通安全の呼びかけ」、大間保育園による「大間崎まぐろ来い来いソーラン踊り」などが行われました。また、白バイ乗車体験や飲酒擬似体験、ドライビングシミュレーターなど、子ども達は普段体験できないような貴重な体験をしていました。



▲白バイ乗車体験

大間町交通安全母の会連合会
会長による歓迎のことば



間宮隊長から金澤町長へ内閣府
特命担当大臣メッセージ伝達



▲大間保育園によるソーラン踊り

我が家の玄孫（やしゃご）大集合！



お盆の帰省時期に、山本みきさん（92歳：大間字大間平）の玄孫14人のうち12人が集まり、山本さんが入居している特別養護老人ホーム「くろまつ」で高祖母（こうそば）を囲み記念写真を撮りました。

山本みきさんには、子3人、孫14人、曾孫（ひまご）25人、玄孫（やしゃご）14人で計56人の直系家族がいます。

2010 国勢調査

国勢調査は みんなで描く 日本の自画像

（平成22年国勢調査標語）

調査票への記入はお済みでしょうか！

- 国勢調査は、日本に住んでいるすべての人及び世帯が対象です。
- 平成22年国勢調査は、我が国が本格的な人口減少社会となって実施する最初の国勢調査で、日本の未来を考えるために欠くことのできない最新の人口・世帯の実態を明らかにする重要な調査です。
- 調査結果は、さまざまな法令で使われるほか、社会福祉、雇用対策、生活環境の整備など、私たちの暮らしのために役立てられます。
- 記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、郵送で提出していただきます。
※万一、調査票が届いていない場合は、大間町役場企画経営課国勢調査担当者にご連絡下さい。☎37-2111（内線53）

総務省・都道府県・大間町

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト

「国勢調査e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査e-ガイド

検索

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

20歳がスタート！ 『国民年金』

日本に住む20歳から60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

みなさんは、国民年金について考えたことがありますか？「年金なんてまだ関係ない」と思っていませんか？

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。

ただし、加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないこともあります。「あの時に・・・」と後悔する前に、国民年金に加入しましょう！

加入の手続きは、大間町役場国民年金担当係へお尋ねください。（20歳前に就職して厚生年金等に加入している方は、第2号被保険者となっていますので、加入手続きは不要です。）

10 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（21年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（21年度決算）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行路死亡人処理作業手当	行路病人が死亡し、その死体の処理に従事した職員	行路死亡人処理業務	死体1体につき 2,000円
感染症等防疫作業手当	感染症防疫及び家畜伝染病防疫に従事した職員	感染予防等の業務	従事した日1日につき 290円

（注）平成18年度から、上記2種類の特殊勤務手当となっております。

11 時間外勤務手当（普通会計決算）

支給実績（21年度決算）	7,291 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	106 千円
支給実績（20年度決算）	5,490 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（20年度決算）	93 千円

12 その他の手当

（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員 配偶者 13,000円 配偶者以外 ・1人につき 6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円) ・満16歳から22歳までの子に加算となる額 5,000円
住居手当	住宅借受の職員 ・借家（貸間）限度額 27,000円
通勤手当	交通機関及び自動車等で通勤の職員 ・交通機関利用者限度額 55,000円 ・交通用具利用者限度額 24,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・6級及び人事課長、財政課長 ・5級（副参事は除く） 26,000円 21,000円

13 特別職の報酬等の状況

（平成22年4月1日現在）

区分	給料月額等	平成21年度	
給料 報酬	町長	685,000 円	期末手当 町長 6月期 副町長 1.45月分 議長 12月期 副議長 1.60月分 議員 計 3.05月分
	副町長	549,000 円	
	議長	261,000 円	
	副議長	210,000 円	
	議員	200,000 円	
退職手当	算定方式		支給時期
	町長	685千円×在職月数×0.445	任期毎
副町長	549千円×在職月数×0.265	任期毎	

14 職員の公的負担額（控除額）

（平成22年4月支給分全職員平均）

区分	金額
共済組合掛金（健康保険・年金）	52,618 円
所得税	8,342 円
町・県民税	19,193 円

※特別職は除いています。

15 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数				対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年		
一般行政部門 (福祉関係を除く)	議会	2	2	2	2	0	中途退職予定者課付による増 事務分担変更による増 退職者不補充による減
	総務	26	25	24	25	1	
	税務	6	5	3	4	1	
	労働	1	1	1	1	0	
	農水	8	8	8	7	△1	
	商工	1	1	2	2	0	
	土木	4	4	4	4	0	
小計		48	46	44	45	1	
福祉関係部門	民生	14	14	15	14	△1	退職者不補充による減 退職者不補充による減
	衛生	9	8	8	7	△1	
	小計	23	22	23	21	△2	
一般行政部門計		71	68	67	66	△1	
特別行政部門	教育	14	14	12	12	0	
	小計	14	14	12	12	0	
公営企業会計部門等	水道	4	4	3	3	0	事務分担変更による減
	下水道	2	2	2	2	0	
	その他	7	7	7	6	△1	
	小計	13	13	12	11	△1	
合計		98 [116]	95 [116]	91 [116]	89 [116]	△2 [0]	

（注）1 職員数は一般職に属する職員数であります。
2 []内は、条例定数の合計であります。
3 職員数には教育長を含んだ人数を掲載しております。

大間町の給与・定員管理等について

地方公務員給与の適正化を目的とした国の指導に基づく町職員の給与等の状況をお知らせします。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H22.3.31現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
21年度	6,210 人	4,480,682 千円	93,988 千円	755,333 千円	16.9 %	17.6 %

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
22年度	82 人	336,053 千円	43,287 千円	126,049 千円	505,389 千円	6,163 千円
給与費の割合		66.5 %	8.6 %	24.9 %	100.0 %	

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 給与費は当初予算に計上された額であります。

3 特記事項

平成21年度から給料を0.24%減額し、また、期末・勤勉手当については、年支給月数を4.45月から0.35月減とし4.1月に改正しました。

4 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

平均年齢	平均給料月額
44.0歳	331,671 円

②技能労務職

平均年齢	平均給料月額
55.2歳	352,825 円

(注) 一般行政職とは、税務職・保健職・福祉職・企業職・教育職を除いた職種区分です。

5 職員の初任給の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	大 間 町	初 任 給	
		初 任 給	2 年 後 の 給 料
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	185,800 円
	高 校 卒	140,100 円	149,800 円
保 健 師	大 学 卒	201,100 円	212,800 円
	短 大 卒	188,900 円	203,900 円

6 一般行政職の級別職員数の状況

(平成22年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	7 人	13.2 %
2 級	主査・技師	3 人	5.7 %
3 級	係長・主任主査	14 人	26.4 %
4 級	課長補佐・主幹	14 人	26.4 %
5 級	課長・副参事	14 人	26.4 %
6 級	参事	1 人	1.9 %
合 計		53 人	100.0 %

(注) 1 大間町の給与条に基づく給料表の級区分による職員数であります。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務であります。

7 昇給期間短縮の状況

区分	大 間 町		一般行政職
	職員数	率	
21年度	A	53 人	
	B	0 人	
	B/A	0.0 %	
20年度	A	57 人	
	B	0 人	
	B/A	0.0 %	

8 期末手当・勤勉手当

大 間 町	
1人当たり平均支給額 (21年度)	1,497 千円
(21年度支給割合)	
期末手当	2.70 月分
勤勉手当	1.40 月分
	(1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合であります。

9 退職手当（平成22年4月1日現在）

大 間 町		国	
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	自己都合
勤続20年	21.00 月分	27.30 月分	21.00 月分
勤続25年	33.75 月分	42.12 月分	33.75 月分
勤続30年	41.25 月分	51.48 月分	41.25 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
職制上の段階、職務の級に応じた職員の在職期間の末日の属する以前の各月毎の調整月額の高い方から60月分の合計額を基本額に加算		職制上の段階、職務の級に応じた職員の在職期間の末日の属する以前の各月毎の調整月額の高い方から60月分の合計額を基本額に加算	

(注) 支給割合は国と同じです。また、平成21年度の退職者は4名ありました。

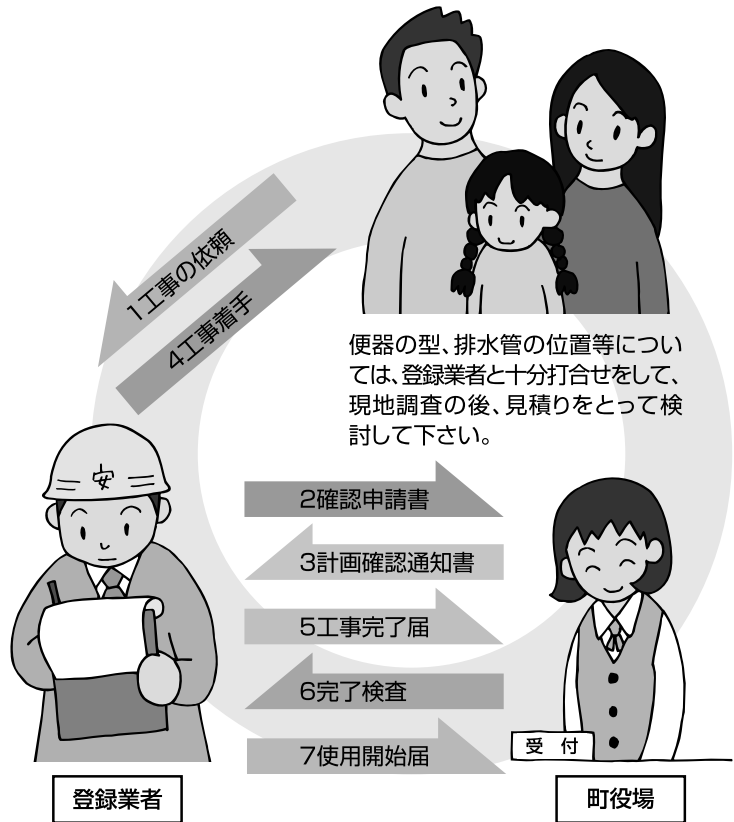
排水設備工事は必ず町登録業者を

排水設備工事は、法律や条例等に基づいて行っていただく必要がありますので、必ず大間町に登録された「登録業者」に申し込んで下さい。

排水設備工事を行うときは、事前に大間町へ確認申請書等を提出して書類審査を受けていただく必要があります。書類の作成等は、登録業者が代行します。

手続きの順序

1	業者に現場を見せ、見積りを依頼します。内容を確認し、納得いただいたうえで、登録業者に工事を依頼して下さい。
2	町に排水設備計画確認(変更)申請書を提出して下さい。
3	町で書類審査のうえ排水設備計画確認通知書を交付します。
4	確認通知書を受領後、工事に着手します。
5	工事の完了時に工事完了届を提出して下さい。
6	町、施主、登録業者の三者立会の上、完了検査を行います。検査に合格すると検査済証を交付します。
7	使用開始届を提出し、下水道を使用することができます。



2～7までは登録業者が代行します。

町では皆さんの負担を少しでも軽減するために助成金制度を設けています。
この制度をご利用いただき早めに排水設備工事をお願いします。

助成金の概要

● 交付要件

- ・供用が開始された日から3年以内に排水設備工事を実施
- ・町税、下水道受益者分担金を滞納していない町内に住所を有する個人
- ・ひとつの建物につき1回

● 助成金の額

対象工事費の10%とし、次の額を限度とします。

- ・くみ取り便所を水洗便所に改造して排水設備を設置する場合→7万円以内
- ・浄化槽を廃止して排水設備を設置する場合→5万円以内
- ※助成金対象者が生活保護法により保護を受けている場合は、生活保護法による住宅扶助費を除いた対象工事費全額。

※助成金の申し込みは、排水設備工事の確認申請書と同時に行ってください。

● ご注意

- 登録業者以外の者が工事を行った場合は、無許可工事となり、助成金制度を利用できないばかりでなく、町の検査が受けられませんし、使用することもできません。工事は、必ず登録業者へお申し込み下さい。



問合せ先

生活整備課 下水道係
☎37-2111 (内線32)

生活整備課からのお知らせ

公共下水道への接続のお願い

町では平成8年度から下水道の整備に着手し、平成16年度より一部供用を開始し、現在も整備促進に努めております。

私たちは、水を使うことでその恩恵に浴し、その結果、水を汚して排水しています。台所やお風呂、洗濯などの生活排水は、これまで、そのまま川や道路側溝へ流されてきました。このままでは、深く静かに進む公共用水域への汚濁に歯止めがきかなくなるばかりか、快適で心地よい生活空間や貴重な自然環境を損ねてしまいます。

下水道はこれらの汚水を集めて処理し、きれいな水を自然のサイクルにもどす役割を持っています。

下水道を利用できる区域の住民の皆様におかれましては、事業の趣旨をご理解の上、早期の排水設備工事の実施をお願いいたします。

生活環境が快適になります。

各家庭の台所、風呂、洗面などからの汚水は、暗渠で処理場に導かれ、きれいな側溝がよみがえります。蚊やハエの発生源もなくなり清潔な街に生まれ変わります。



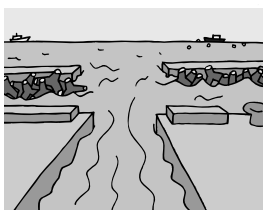
トイレの水洗化ができます。

下水道が完備しますと、浄化槽がなくてもトイレの水洗化ができ、衛生的な生活が約束されます。



側溝や海などがきれいになります。

下水が直接、道路側溝や河川へ流れ込まないので、快適な町並みや漁業環境をまもることができます。



下水道が整備されると

各家庭の排水設備改造工事の範囲

排水設備の改造は3年以内に

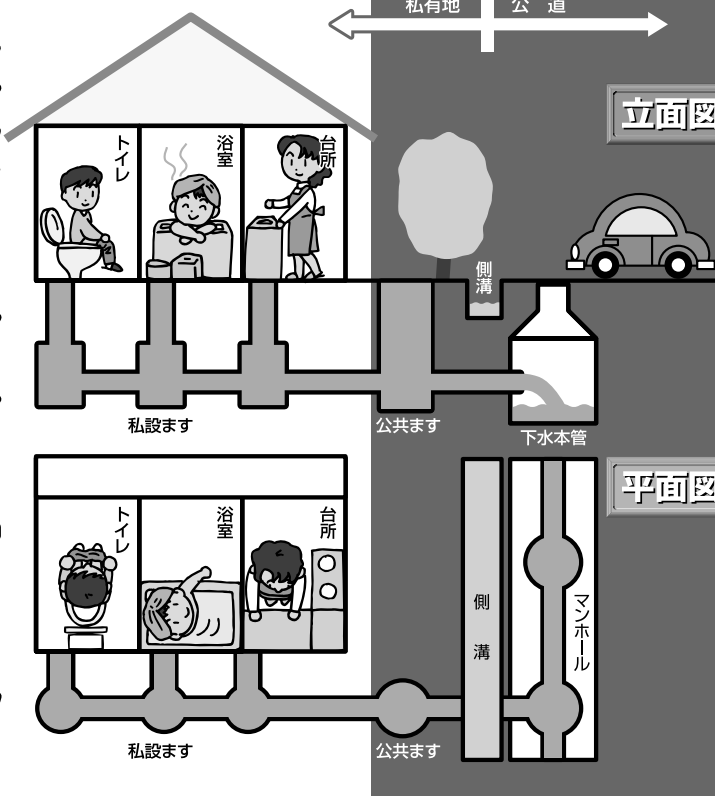
排水設備の改造工事は、供用開始の告示された日から、3年以内に行っていただくと、町の支援施策の助成を受けることができます。

トイレ・台所・風呂 → 下水道・公共ます

各家庭で改造する排水設備工事の範囲

下水道工事に合わせて町が施工する部分

私有地 | 公道



秋の文化行事のご案内

11月6日(土)
～7日(日)
10:00～16:00



第35回 町民文化祭

会場：大間町立公民館

11月7日(日)
9:00スタート

※出演団体等により開始時間が変更になる場合があります。



第32回 大間町音楽祭

会場：北通り総合文化センター「ライニング」

お問い合わせ先…大間町教育委員会 ☎37-2103

今月のあいさつ運動

～児童生徒をみんなで見守りましょう～

10月28日(第4木曜日) 午前7:10～7:40

<大間地区>・大間小学校前交差点・町営住宅前交差点・大間保育園前交差点
<奥戸地区>・電源開発奥戸分所付近

学力向上研究会

奥戸小学校 教頭 小泉 秀次

子ども達の様子を見ているとこんなことがいえるのではないかと経験から考えます。

①「ありがたいと言え
る子」は、誰からも人
に好かれる。

②「挨拶が気持ちよく
できる子」は、いつも
元気になれる。

③「本を読むのが好き
な子」は、生きる力が
持てる。

④「経験をいっぱい積
んだ子」は、頑張り強い
気持ちがある。

正しい躰は、「素直で
利口な子に育てるだけ
でなく子どもの学力を
のぼすためにも大切な
ことだと思っています。

例えば、親の話をき
ちんと聞けることは、
授業で教師の話を書く
姿勢につながります。

したがって、きちんと
しつけられた子どもは、
学力が伸びる可能性が
大いに高まるのです。

それだけに、家庭での
躰は重要で、子どもの
一生を左右することは
言うまでもありません。

私が子どもの頃は、
家の仕事さえ手伝って

いれば勉強は二の次で
した。

今は、勉強すること
の大切さを身にしてみ
てわかりました。

知ることは、楽しい
事なのです。知る喜び、
知ろうとする喜びを親
が自ら子どもに見せる
ことで、子ども達は楽
しみながら学力を身に
付けていくと思えます。

子どもが机に向かっ
て勉強した時間の分だ
け、子どもはほとんど
成長するのだという人
がいます。

大間の子も達が、
学校でも家庭に帰って
からも机に向かって勉
強するようになればい
いと思えます。

最後に、私の好きな
言葉に「努力なくして
得るものなし」という
言葉があります。

勉強は子どもにとっ
て楽しくなく、苦しい
ことかもしれない。耐
えられないことにも耐
えて、継続すること
によって楽しさをた
くさん得て、毎日の生
活を送ってくれること
を願っています。

いきいき学校通信

大間高等学校

新ALIT ジョシー先生

八月四日、新しいALITが赴任しました。大学を卒業したばかりですので、九月いっぱい高校での勉強に専念して、大間のこと、日本のこと、日本語などを学びたいと考えています。



◎プロフィール◎

名前 ジョシー

(マージョリー・

ポーラート)

年齢 二十二歳

出身 一九八八年八月生まれ
アメリカ合衆国

経歴 ヴァージニア州

ヴァージニア州

学で宗教学を専攻

趣味 スノーボード、

映画鑑賞

好きな食、物はスパゲティ、

嫌いなのはレバー

◎大間町の印象◎

Ohma is very beautiful. I like to ride my bike to the northernmost point to sit by the ocean. The people here are very kind. I enjoyed the blue marine festival, where I was able to meet many friendly people who live Ohma.

(訳)大間はとても美しい町

です。自転車に乗って最北端まで行って、座って海を眺めるのが好きです。この皆さんはとても親切です。先日のブルーマリナーフェスティバルは楽しかったです。大間のフレンドリーな人達にたくさん会うことが出来ました。

抱負 日本に来るのは三度

目ですが、日本の文化に興味があり、生け花や書道、太鼓、剣道などにチャレンジしてみたい。また大間では料理が上手になりたいとのこと

です。
よろしくお願いたします。

二年インターンシップ

九月一日から三日間、大間町内とむつ市内の二十五ヶ所でインターンシップ(就業体験)を行いました。大間町では

- 大間町役場・大間消防署
- 大間小・うみの子保育園
- くろまつ・大間警察署
- 宮野甘盛堂・ヤマト運輸
- 津軽海峡フェリー・大間幼稚園
- 大間中・大間保育園
- 内山苑・ハッピードラッグ
- むつ市では

むつ市役所・むつ郵便局
吉田ペーカリー・サンデー
むつグランドホテル・むつ病院
むつ図書館などです。
将来的には誰もが就職することから、実体験し、より意識を高めるのが目的です。



一年六ヶ所原燃見学

本校はエネルギー学習を一年の「総合的な学習の時間」で実施しています。五月にエネルギー講演会、六月に大間原発建設現場見学会、九月



に日本原燃の六ヶ所施設見学会を実施、管理施設・埋設地、ウラン濃縮工場の見学その他、原燃PRセンターへも行って来ました。



インターハイ報告



七月二十七日から沖縄県で開かれた全国高校総体に東北代表として出場した松原悠平君(大間中出身)は公式記録では自己ベストの記録で予選第一組の四位でしたが、全体で十六番目の記録で決勝進出は出来ませんでした。レベル的に差はなく、残念でしたがよく頑張ってくれました。

松原君は昨年の新人戦から県内では一位の座を譲らず、東北大会でも入賞を重ねて本校の名を高らかに示してくれました。

(写真中、帽子をかぶらず、手前で髪を黒さが際立っているのが松原君です。)

＋ 病院だより No.152 今月の担当医 内科医長 岩村 暢寿

『予防ができる子宮頸がん』

今年は例年とは異なり、猛暑が続き体調を崩された方も多いかと思いますが、ようやく涼しくなりホッとしています。今日は予防ができる癌について少しお話ししたいと思います。

予防ができる癌とは『子宮頸がん』です。子宮頸がんは、子宮の入り口にできる癌で初期は自覚症状がほとんどありません。癌が進行すると不正出血や性交時の出血がみられます。若い世代に多い癌で、20～30代で急増しており、日本では年間15,000人の女性が発症していると報告されています。子宮頸がんになった場合、子宮や子宮のまわりの臓器を摘出しなければならなくなることがあります。たとえ妊娠や出産を望まない女性であっても、後遺症が残り仕事や生活に影響するなど失うものは多大なものです。また、癌がもっと進行してしまった場合は、生命そのものに対して重大な影響を及ぼすおそれがあります。

子宮頸がんの原因は発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によるものです。HPVは性

行為により感染し、特別な人だけが感染するのではなく、多くの女性が一生のうちには一度は感染するありふれたウイルスです。

子宮頸がんの予防はHPVの感染を予防することです。そのためのワクチンが日本でも2009年に認可され、接種回数は3回で費用は全部で5万円前後、自費です（現時点では自費ですが、自治体によっては公費負担の地域も出ており下北地域含めて全国的にそうなることが望まれます）。予防接種の効果がより期待できる時期は小学校高学年から中学校、少なくとも20代までです。費用の問題は大きいですが、お子様、パートナーの将来を考えればワクチン接種により『子宮頸がん』が防げるのであれば、費用は高くないと思います。

大間病院でも予約により接種可能ですので、興味をもたれた方ぜひ一度相談にいらしてください。子宮頸がんにより苦しむ方が減ることを期待しています。

大間病院歯科からのお知らせ

当院での歯科治療は予約によりおこなっています。

電話予約をしないで直接病院にご来院されても、診療できず患者様にご迷惑をおかけする場合がありますので、必ず電話予約してからご来院願います。

地上デジタル放送への対応はお済みですか！

地上デジタル放送を受信するための簡易なチューナーの無償給付等の支援について

総務省では、経済的な理由等で地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易なチューナー（1台）の無償給付等の支援を実施しています。

- (1) 支援の対象
対象は、生活保護世帯や、障がい者非課税世帯などのNHK放送受信料が全額免除となっている世帯です。
- (2) 支援の内容
地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー（1台）」の無償給付を行います。必要に応じたアンテナ改修等、共同受信施設やケーブルテレビの改修経費の支援を行います。
- (3) 支援の申込受付期間
平成22年4月19日～平成22年12月28日（消印有効）
天候不順などの理由で支援が遅れることがあります。支援を希望される方は受付期限にかかわらずお早めにお申込み下さい。平成23年度の支援については現在未定です。
- (4) お問い合わせ先
総務省 地デジチューナー支援実施センター ☎0570-033840 FAX:044-966-8719
IP電話等、上記の電話番号がつかない場合は ☎044-969-5425
平日午前9時～午後9時、土日祝日午前9時～午後6時

… 8月2日の「3歳児健診」にて虫歯ゼロだった子たちを紹介します…



♡ 泉 ^{まなか} 愛夏ちゃん



♪ 小林 ^{あゆむ} 歩くん



♡ 高屋 ^{ことみ} 采美ちゃん



♪ 山崎 ^{まさと} 真徹くん



♪ 山中 ^{りゅうせい} 琉聖くん

お子さん一人では十分な歯磨きができません。おうちの方が最後の仕上げ磨きをしっかりとやってあげ、虫歯ゼロを目指しましょう。



10月の保健行事

予防接種

10月8日(金)

B C G

平成22年4月8日～
22年7月8日生

三種混合

平成15年4月8日～
22年7月8日生

場 所 大間病院外来
受 付 14:00～14:30



サロンぬくもり

10月5日・19日(火)／11月2日(火)

毎月第1、3火曜日に開催しています。精神保健福祉ボランティアがお待ちしております。

場 所 大間町公民館2階
時 間 13:00～15:00

1歳6ヶ月児健診

10月19日(火)

対象者 平成21年1月～21年4月生
場 所 総合開発センター

心の健康相談

10月5日(火)・11月2日(火)

毎月第1火曜日のサロンぬくもりの際、保健師が心の健康相談を受け付けています。

場 所 大間町公民館2階
時 間 13:00～15:00

※1歳6ヶ月児健診・予防接種の対象者には、個別に通知いたします。



○ごみを出すときは次の三原則を守りましょう

ごみの収集場所は、ごみ捨て場ではありません。ごみを一時的に置く場所であり、町内会等が清掃をするなど適正に管理しています。

しかし、収集日の前日や夜間にごみを出したり、収集場所に出してはいけないものを出すなど、ごみの排出ルールを守らない一部の人たちのために大変迷惑をこうむっている町内会等がありますので、ごみ出しルールをきちんと守り、みんなが気持ちよく利用できるようにしましょう。

原則1 きちんと分別して出すこと

ごみは分別の区分によって処理方法が異なります。ごみをきちんと分別することは、清掃処理場での作業安全性の向上、ごみ処理経費の節減に繋がります。また、有用な資源ごみをリサイクルすることは、良好な環境を維持していくうえで大変重要なことです。ごみの区分ごとにきちんと分別して出してください。

原則2 決められた日に、決められた場所へ出すこと

ごみの収集日、収集場所は町内会等によって異なります。お住まいの町内会等の決められた日に決められた場所に出してください。また、他町内会の収集場所に出さないで下さい。

原則3 収集日当日の朝、決められた時間までに出すこと

前日や夜間にごみを出すと、カラスや猫などに散らかされたり、臭いがするなど収集場所の付近の方に迷惑となります。また、冬季間には除雪の障害となったり、ごみが雪に埋もれてしまい、収集に支障をきたす場合もあります。さらに、決められた時間（8時）以降にごみを出すと、収集できない場合もありますので、必ず収集日当日の朝、袋をきちんと結んで決められた時間までに出してください。

注意

カセットボンベ・スプレー缶について

中のガスをしっかり抜き、必ず穴を開けて、燃えないごみとしてだしてください。

[問い合わせ先：大間町 クリーンセンター ☎0175-37-3001]

○アクセス・グリーン構内通行規制のお知らせ○

本年度むつ市におきまして、アクセス・グリーン（下北地域一般廃棄物等処理施設）に隣接するむつ市旧清掃センターの煙突解体工事を下記工事期間にて行う予定となっております。

この期間中、アクセス・グリーンへのごみの搬入は通常通りできますが、工事の実施に伴い、一時的に構内通行規制が行われる場合もございますので、ごみの搬入の際はご迷惑をおかけいたしますが、構内誘導員等の指示に従って、事故のないよう十分注意し通行していただきますようお願いいたします。

記

工事期間 平成22年10月1日から平成23年3月31日まで（予定）

＜問い合わせ先＞ ○工事に関すること
むつ市環境政策課 廃棄物対策グループ ☎22-1111 内線2464

○アクセス・グリーンに関すること
下北地域広域行政事務組合 廃棄物処理施設管理課 ☎45-2011

10月21日(木) 「いきいき健康づくり教室」のお知らせ ～うつ病について理解を深めよう～

こんな症状が続いていませんか？

今まで楽しめていたことに興味がなくなる。気持ちが沈んで悲しくなる。疲れやすくなる。食欲がなくて体重が減ってくる。午前中に体調が悪い・・・

これらの症状はもしかしたら「うつ病」のはじまりかもしれません。わたしたち一人ひとりが自分の心の変化に気づけるようになると共に、家族や友人など、お互いのこころの健康状態に気を配れる関係をつくるのが大事です。

うつ病について理解を深めましょう

大間町の精神保健の取り組みや、医師によるうつ病についてのお話があります。

日 時：平成22年10月21日(木) 午後1時30分～午後3時 (受付：午後1時15分～1時30分)
場 所：総合開発センター2階和室
その他：参加を希望される方は10月8日(金)までに下記にご連絡下さい

☞ 連絡先【大間町役場住民福祉課 保健師 ☎37-2113 まで】

11月8日(月) 婦人がん検診のお知らせ

場 所：総合開発センター
受付時間：12：00～13：30

種 類	料 金	対 象：大間町に住所を有する女性
子宮がん検診 受診可能人数：130人	頸部	20歳以上
	体部	問診及び医師が必要と認めた方
乳がん検診  受診可能人数：50人	30～39歳：触診のみ	30歳以上
	40～59歳：視診・触診・マンモグラフィー（レントゲン）	※40歳以上の方は、昨年受診していない方に限ります
	60歳以上：マンモグラフィー（レントゲン）	
骨粗しょう症検診 受診可能人数：130人	超音波	無 料 40歳以上

※1日に受診できる人数に限りがあります。すでに申し込んでいる方は後日お知らせが届きます。申込みがまだの方はお早めにお申し込み下さい。

東北電気保安協会からのお知らせ

漏電ブレーカーをテストしましょう。

最近では、ほとんどのお宅に漏電ブレーカーが取り付けられております。これは、屋内配線や洗濯機などの電気器具が万一漏電したときに、電気を自動的に止めて感電や電気火災などの災害を防止する大切な役目を果たします。

毎月1回はテストボタンを押して漏電ブレーカーが実際に動作するかどうか確かめてください。

単3方式で受電のお客さまには、中性線欠相保護付漏電ブレーカーの取り付けをおすすめします。

(※コンピューター内蔵機器やテレビ、ビデオなどは、データが消える場合がありますので、ご使用中の機器を確認のうえ、テストしましょう。)

◆むつ科学技術館だより◆

【10・11・12月コミュニケーションシアターのご案内】

コミュニケーションシアターでは、10月～12月まで以下のソフトを上映致します。

当館にお越しの際は、ぜひコミュニケーションシアターへも足を運んでみてください。

◀上映ソフト▶

○平日

サイエンスフロンティア2! 『ロボットを創り人間を知る』(30分)

※大人の方向けのソフトです。

○土曜・日曜・祝日

『22世紀の地球を救え!』(30分)

◀上映時間▶

①10:00 ②12:00 ③15:00

※上映ソフトは変更になる場合もございます。

【つくってたいけん工作教室のご案内】

むつ科学技術館では、土曜日・日曜日・祝日に身近にあるもので簡単に作れる工作教室を開催しております。参加費やご予約は必要ございません。開催場所は、館内の「つくってたいけん工作コーナー」です。開催時間については、日によって異なりますので詳しくは当館までお気軽にお問い合わせ下さい。10月2日(土)からは、『缶バッチをつくろう!』を開催する予定です。

※工作内容は変更になる場合もございます。

問 むつ科学技術館 ☎25-2091



調停相談会開設について

むつ調停協会では管内市町村で、民事及び家事の紛争について困難しておられる方々を対象に、その解決手段等の相談を次のとおり開設いたしますので、多数おいでください。(相談は無料です)

- 1 日 時 平成22年10月9日(土)
午前10時から午後3時まで
- 2 場 所 むつ来さまい館2階
(むつ市田名部町10-1)
- 3 相談員 むつ調停協会所属調停委員
- 4 相談内容 交通事故、土地建物、金銭、公害、
家庭問題等
- 5 詳しくは むつ簡易裁判所 ☎22-2712

表示登記無料相談会開催

- 日 時：平成22年10月9日(土)
午前10時～午後3時30分
- 会 場：青森市「アピオあおもり2階 小研修室1」
弘前市「弘前市市民生活センター 相談室」
八戸市「八食センター2階 いちばルーム」
電話による相談
「調査士会館事務局☎017-722-3178」

「土地家屋調査士」は、表示に関する登記・筆界特定手続の専門家です。あなたにかわって登記及び筆界特定手続を代行いたします。土地の境界問題でお困りの方、その他の建物や土地の表示に関する登記・筆界特定手続などに関してご相談承ります。

なお、当日は電話による無料相談も行います。

問 青森県土地家屋調査士会 ☎017-722-3178

行政相談をご利用ください

秋の行政相談週間は10月18日(月)から10月24日(日)までです。

行政相談員は総務大臣が法律に基づいて、民間有識者の中から委嘱しています。(無報酬のボランティアです。)

大間町では下記の日程で「特設行政相談所」を開催しますので、この機会にぜひご利用ください。

- 月 日 10月26日(火)
- 受付時間 9:30～14:30
- 場 所 大間公民館2階
- 相談担当者
 - ・行政相談員：川端亜喜男
 - ・青森行政評価事務所相談官1名



法の日を迎えて ～法への理解を深めていただくために～

10月1日は、「法の日」です。

法は、個人と個人との自由の調和を図り、安定した社会生活を送れるようにする役割を果たし、一方で、国に対し、法に従って権限を行使するように命じることによって、国による権限行使が適正な内容と手続の下で行われるようにすることで、国民の権利を守るという役割も果たしています。

「法の日」は、国民の皆さんに、このような法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるように設けられたものです。裁判所、法務省、検察庁及び弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。今年の「法の日」週間は、昨年5月にスタートした裁判員制度に関するものを始め、全国各地で法や裁判制度に関する説明会や見学会等の催しを行う予定です。

これまでに実施された裁判員裁判で裁判員を務めていただいた方からは、「社会のことを考えるきっかけになった」というたいへん心強い声などもいただいています。国民の皆さん一人一人が法や裁判制度への理解を深めることは、社会の中でそれぞれの自由を尊重しながら、安心して暮らせる社会をつくることに寄与すると考えています。この機会に、是非、法や裁判制度について親しんでいただきたいと思います。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。

なお、各地の催しについては、裁判所ウェブサイト(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。また、裁判員制度に関する最新情報や広報用映画・裁判員経験者へのインタビュー動画の配信などは、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で行っていますので、こちらも是非ご覧ください。

おって、裁判所は、これまでと同様、国民の皆さんのよりいっそうのご理解を得られるよう、広報活動を続けて参ります。

10月4日(月)午後1時より、青森地方・家庭裁判所において、「法の日」週間記念行事を開催します。当日は、裁判員裁判手続説明会、検察審査会制度説明会、模擬少年審判などを行う予定です。参加御希望の方は、青森地方裁判所総務課庶務係(☎017-722-5351 内線2505)までお申し込みください。

計量器（はかり）定期検査のお知らせ

商店等で計量器（はかり）を営業上又は証明書に使用する方は、計量法により2年に1回検査を受けなければなりません。下記のとおり検査を実施しますので該当される方は必ず検査を受けて下さい。

〔注意事項〕

- ①検査当日は、通知書（はがき）、検査料（種類によって異なります）を持参ください。（なお、通知書が届かなくても計量器を使用されている場合は、最寄りの場所で検査を受けてください。）
- ②検査を受けない計量器は、使用することが出来ません。
- ③通知書記載の日時・場所にて検査を受けることができない場合は、他の日時・場所でも受けることができます。

実施日時		実施場所
10/6(水)	午後9時～午前11時まで	奥戸漁協水産物保管倉庫（浜町）
10/6(水)	午前11時30分～正午まで	大間町立公民館
	午後1時～午後3時まで	

産業振興課 商工観光係 内線57 担当 浅見

交通事故からあなたの未来を守る 自賠責保険・自賠責共済

今、100人に1人が 交通事故にあっている まさかのために 必ず加入、忘れず更新、自賠責

交通事故による死者数は年々減少傾向にあるものの、平成21年の事故発生件数は約74万件、死傷者数は約91万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべての自動車の所有者に、自動車1台ごとに加入が義務づけられており、基本的にすべての加害者の賠償責任を担保するとともに、すべての被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の保護を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割・重要性や、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており（自動車損害賠償保障法）、自賠責保険・共済なしでの運行は法令違反ですので御注意下さい！

四輪車ももちろんですが、特に、車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は、有効期限切れ、かけ忘れにご注意を！

なお、自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp>でご覧になれます。

司法書士に相談してください！ 相続・労働・成年後見・借金問題のこと

相続・労働トラブル・成年後見・借金問題について司法書士が無料で相談に応じます。下記場所にて面談での相談に応じますので、お気軽にお尋ね下さい。

日時：平成22年11月23日（火） 午前10時から午後4時まで

場所：アピオあおもり 2階 小研修室

〒030-0822 青森市中央3丁目17-1 ☎017-732-1010

主催：青森県司法書士会

共催：社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部
青森県青年司法書士会

なお、相談は無料ですが具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認下さい。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター（☎0120-940-230）へご連絡いただくと相談（有料）のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っております。

本件についての問合せ先 青森県司法書士会 青森市長島3-5-16 ☎017-776-8398

パソコン活用公開講座

パソコンを活用した表計算ソフトの基礎・実践を身につけませんか。表計算、グラフの作成を予定しています。

なお、1日2単位の県民カレッジの単位として認定可能です。

- 実施日 11月1日(月)、5日(金)、8日(月)、10日(水)、12日(金)、15日(月)、17日(水) 計7日
- 実施時間 18:00~20:00 2時間
- 場所 青森県立大間高等学校 情報処理室
- 申込方法 電話による申し込みのみ受け付けます。
☎0175-37-2109 大間高校まで
- 募集者数 先着順にて 30名
- 受付日時 10月4日(月)~29日(金)
※ただし週休日、祝日は受付できません。
平日9:00~16:30まで
- 内容 表計算ソフトを使った表作成、グラフ作成を学習する予定です。

～東北電力からのお願い～ 愛犬をつないでおいってください。



最近犬を飼うご家庭が増えるにしたがい犬にかまれる事故が急増しております。また、電気のメーター付近に犬がつかないでいたり、放飼いになっておると

検針が出来ない場合が発生いたします。つきましては、日頃の管理には十分注意いただいていると思われませんが、首輪や鎖などの点検も含めて、**事故防止のため愛犬を確実につなげられますようご理解とご協力をお願いいたします。**

なお、つなぎ場所はメーター付近およびメーターまでの経路を避けてください。併せてお願いいたします。
東北電力 コールセンターフリーダイヤル ☎0120-175-466

大間温泉

海峡保養センター

- 営業時間 午前9時～午後9時 ☎37-4334
- *指定された駐車場に駐車してください。玄関前、ロータリー付近は駐車禁止となっております。

養老センター

- 営業時間 午前8時～午後9時 ☎37-2411
- 今月の休館日 5日、12日、19日、26日
- *指定された駐車場に駐車してください。

個人住民税徴収確保対策の取組について

個人住民税（個人市町村民税・個人県民税）は、市町村が課税と徴収を行い、地域の行政サービスを支える貴重な自主財源となっています。

個人住民税を確保するため、県は市町村と「協働」して、様々な徴収対策に取り組んでいます。

- 共同催告・共同徴収
納期限までに納付できなかった方々に対して、県と市町村が共同で文書催告や自宅訪問を行っています。
 - 徴収引継
県が市町村から徴収に関する権限を引継し、市町村に代わって県が直接徴収しています。
 - 徴収支援チーム
県と市町村の職員が相互に身分を併任し、個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理に当たっています。
- ☎ 下北地域県民局県税部納税管理課
☎22-8581 内線210

軽油引取税 免税証と免税軽油の取扱いについて

次の用途に供する軽油の引取りに対しては、申請により軽油引取税が免税となります。(この軽油を「免税軽油」といいます)

- (1)農業・林業用機械の動力源の用途
- (2)船舶・鉄道車両の動力源の用途
- (3)木材加工業、鉄鋼業、鋳物の掘採事業などの一定の用途

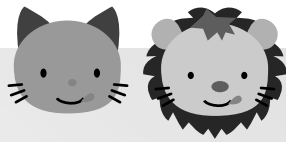
免税証は、免税軽油を購入するための券です。免税軽油を使用する方は、次の点に注意し、適切に免税証と免税軽油を使用してください。

- ①免税証は自分で大切に保管してください。
免税証は、交付を受けた人しか使用できません。紛失や盗難を避けるため、鍵のかかる場所に保管しましょう。また、免税証を他人に譲り渡す行為や、ガソリンスタンド等の販売店へ預ける行為は、絶対にしないでください。
- ②免税軽油は免税証と引き換えに購入してください。
免税証と免税軽油は、給油の都度、同数量を引換えしてください。免税証の有効期間の前後に給油した軽油は免税の対象となりません。
- ③免税軽油は他人に譲り渡すことができません。
免税軽油は、他人に譲り渡すことができません。特に、免税軽油を使用していた船や機械を譲り渡す場合は、燃料タンク内に免税軽油を残さないように注意してください。
- ④免税軽油は法律で認められた人が法律で認められた機械にしか使用できません。
免税軽油は、認められた機械にしか使用できません。例えば、船の使用者の場合、免税軽油を使用できるのは、船のエンジンのみで、それ以外には使用できません。

詳細については、下北地域県民局県税部までお問い合わせください。

☎ 下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581 内線207

わが家の めんこです



しのん 紫音ちゃん (1歳9ヶ月)

甘えん坊で泣き虫な紫音。
これからもスクスク元気に育って
可愛くて優しい女の子になってね♥

伊藤 重憲・真由美さん (大間字細間)



わたしたちの町

平成22年8月末現在()前月比



	人 口	男	女	世帯数
総数	6,269(+ 2)	3,197(+ 4)	3,074(- 2)	2,548(+ 3)
大間	4,811(+ 3)	2,464(+ 2)	2,347(+ 1)	1,995(+ 4)
奥戸	1,262(- 2)	633(+ 1)	629(- 3)	479(- 2)
材木	196(+ 1)	100(+ 1)	96(± 0)	74(+ 1)

戸籍の窓

8月届出分

「戸籍の窓」には大間町に住民登録をしている人の出生、死亡、結婚について記載しますが、個人のプライバシーを尊重する意味で載せてほしくない人は届出の際に係に申し出てくださることをお願いいたします。

お誕生 おめでとう



平社 芽衣 (貴之)

編集室のひとこと

9月の上旬は夏と同じくらい暑くていつまで続くのだろうと
思っていましたが、やっと秋らしくなり過ぎやすくなりました。

今年の夏は例年より暑くて夏バテをした人も多いのではない
でしょうか。夏あまり食べれなかった分、いくら食欲の秋だから
と言って食べ過ぎないように気をつけたいものですね。

なお、今月号で編集室のひとり言はしばらくの間お休みしま
すm()m

また戻ってくるその日まで・・・(´o´)/♥

⑭

ご結婚 おめでとう



今月はありません

おくやみ 申し上げます



能登 正榮	77歳	越膳 そよ	96歳
笹谷 あい	86歳	菊池 あさ	99歳
興村 よゑ	95歳	手塚 勉	69歳
黒澤 きん	85歳	小濱喜代治	82歳
佐々木恵美	80歳		

広報 **おおま** 第510号

発行日：2010年10月1日

発行：大間町 編集：企画経営課

〒039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字大間104番地

☎(0175)37-2111 HPアドレス<http://www.net.pref.aomori.jp/ooma/>

印刷所：協同印刷工業株式会社